

宇都宮市職員生活協同組合ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この要綱基準は、宇都宮市職員生活協同組合（以下、「生協」という。）広告掲載要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、信用性と信頼性のある適切なものでなければならない。

(業種又は業者の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (6) 各種法令に違反しているもの
- (7) 宇都宮市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの又は指名停止に該当する行為を行ったもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 市税に滞納があるもの
- (10) その他、社会問題を起こしている業種や事業者

(広告内容の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない。

- (1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品その他掲載することが不相当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- (2) 他^{ひぼう}の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので、組合員を惑わせ、若しくは不安を

与えるもの又はそのおそれのあるもの

- (8) 社会的に不適切なもの
- (9) 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 犯罪を著しく誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 虚偽，誇大又はまぎらわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (12) 特定の主義主張を含むもの（意見広告を含む。）
- (13) 生協が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (14) その他広告媒体に掲載することが妥当でないと認められる内容を含むもの

（審査）

第5条 生協は，前2条に掲げる基準に基づき，広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし，審査の結果，当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは，その修正等を広告掲載者に求めることができる。

2 広告掲載者は，正当な理由がない場合は，前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

（ホームページに関する基準）

第6条 生協ホームページへの広告に関しては，ホームページに掲載する広告だけでなく，当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

（個別の基準）

第7条 この基準に定めるもののほか，広告媒体の性質に応じて，広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は，生協が別途作成するものとする。

附 則

この要領は，令和4年9月1日から施行する。